

第 6 回子ども・子育て会議基準検部会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費及び、市町村による認可事業（地域型保育事業）である地域型保育給付の対象事業も、認定の下限との調整で、一時預かりとの関係性の整理が必要であると考えます。

保育所型が 9 割の現状であるが、保育所で一時預かりを実施することは、スペース・人員的にも限界があり、一時預かりを実施している保育園の多くは、受け入れ人数も含めニーズに応えられていない現状である。

このたび、保育の必要性の認定を考えた時に、特に待機児童が多い都市部においては一時預かりの整備がより強く求められており、これまで以上の一時預かりの整備が必要だと考える。また在宅の子育て家庭に対しては、3 歳未満の子育て支援サービスが薄く、少なくとも一定程度の一時預かりのニーズに応えられる制度設計をお願いしたい。

●一時預かり事業の交付実績（平成 24 年度）

保育所型 7,311 か所、 地域密着型 169 か所、 地域密着Ⅱ型 176 か所
（地域密着Ⅱ型のうち 113 か所が横浜市で実施されている）

●一時預かり事業の課題

- ・保育所型 9 割以上、全国平均でも一日 3 人程度の受け入れにすぎない
- ・現状の補助額では、経営が困難。保育所併設で実施場所等の確保ができていないから何とかなっている。
- ・特定保育（非定型保育）のみが多くを占めていて、理由を問わない保育等に対応できる体制となっていない。スタッフ配置を柔軟にできる補助制度でなければ取り組みにくい。
- ・地域密着型、地域密着Ⅱ型の場合は、補助額に加えて家賃補助等がなければ実施が困難
- ・保育士以外の研修を受けたスタッフの配置を認めた地域密着Ⅱ型が増えない。

例) 横浜市の乳幼児一時預かり事業（市内 15 か所で実施）

（地域密着Ⅱ型として実施）

◎利用時間 月～金（祝日及び年末年始を除く）

- ・通常型 10：00～15：00 を含む 8 時間
- ・延長型 7：30～8：30 に開所し連続した 11 時間

◎利用対象 市内に居住する生後 57 日～小学校入学前の子ども

◎利用料金 1 時間あたり 300 円以下

*保育所型との利用料金との整合性をはかる

◎定員 15 人

◎利用限度 子ども 1 人につき月 15 日または 120 時間（週 3 日程度の就労受け入れ）

◎申し込み先 直接各施設

◎職員配置基準 子育てに十分な知識と経験を有する者とし、原則として利用児童3人に対して職員1人を配置しなければならない。利用児童数に関わらず常時少なくとも保育士または看護師の有資格者1人を含む2人の職員を配置しなければならない。

助成額 8時間型 (一日15人 一人5時間利用 月20日稼働の場合) 10,877,520円
*国基準だと 年間3,600人 7,880,000円 (約300万円程度少ない)

●一時預かりの必要性について

1) 待機児童問題の解消の一助として

・週1~週3日程度の就労を受け入れる一時預かり事業の充実。これが可能とならなければ、逆に保育所にいれるために、週4日1日4時間以上の仕事をさがすという本末転倒な事態となる。

・フルタイムの就労者の受け入れをする保育所と、週1~週3日程度の就労を可能とする一時預かりの役割分担が必要

2) 在宅子育て家庭への支援として

・保護者支援として (寄り添い型の支援)

・子育て家庭への関わりの入り口として (予防的関わり)

・多様な支援へのつなぎ (家庭の必要な支援のコーディネート)

*1)、2)の受け入れバランスは、1:1または、1:2程度ではないか。

意見として、

1. 3歳未満児の一時預かりは、保育所、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育所、地域子育て支援拠点事業等、あらゆる保育・子育て支援施設において実地が可能となる方向性で検討ください。特に、待機児童の状況から保育所での一時預かりの実施が難しい市町村は、地域密着型、地域密着Ⅱ型の普及促進を検討ください。

2. 保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型の補助対象の経営実態調査を行い、経営が成り立つ仕組みになるよう検討ください。

3. 保育者は、保育士のみならず子育てに十分な知識と経験を有する者が欠かせません。初めての保育を受ける子どもの心理的負担を軽減するためにも、根気よく子どもに寄り添い受け止める度量のある経験豊かな人材が関わるのが重要です。地域には、行政が養成している講座保育の担い手、ファミリーサポートセンター事業の提供会員等、子どもの預かりの担い手は多数存在する。必要な研修体制を構築し、担い手のすそ野を広げることが、地域の子育て支援力を高めることにもつながる。